

## 葛飾ビラ配布弾圧事件の無罪判決についての声明

8月28日（月）、東京地方裁判所刑事第12部（大島隆明裁判長、小林愛子裁判官、佐藤傑裁判官）は、葛飾ビラ配布弾圧事件に無罪判決を言い渡した。

この間、国公法弾圧堀越事件や板橋高校事件、立川自衛隊官舎反戦ビラ配布事件での有罪判決など、平和と人権の実現を求める言論・表現活動に対する警察の弾圧を裁判所が追認する判決が相次ぐなかで、憲法21条1項が保障する言論・表現の自由に対する抑圧を許さない良識ある判決である。

この事件は、2004年12月、東京都葛飾区内の民間分譲マンションの各戸ドアポストへ日本共産党の都議団、区議団が発行した議会報告等を配布していた荒川庸生さんが住民に110番通報され、住居侵入罪として逮捕され20日間の身柄拘束を経て起訴されたものである。

これに対して、本判決は、「共用部分への立入行為が刑事上の処罰の対象とすることについての社会通念は未だ確立しているとはいえない」としたうえ、日常的にポスティングが行われていた本件マンションにおいて、これを排除する管理実態も存在しないもとので、本件が住居侵入に該当しないことを明確にしたものである。

本判決によって、ビラ配布活動など自由な言論活動を弾圧するために手段を選ばないという警察・検察の姿勢が厳しく断罪されたと言うべきである。あわせて安易に長期の身柄拘束を認めた裁判所の姿勢も問われるべきである。

本件は、国民の言論・表現活動、とりわけ政党として有権者に議会活動を報告し、住民の意見を聞くという正当な政治活動に対する不当な弾圧である。検察権力が介入して特定の言論活動の弾圧を図ることなど言語道断であり、本判決に対し、検察官が控訴することは断じて許されない。

自由法曹団は、検察が今回の無罪判決を重く受けとめ、本件の控訴を直ちに断念し無罪判決を確定させ、警察が本件のような言論・表現活動に対する弾圧事件を再発させることがないよう強く求めるとともに、すべての言論弾圧事件の勝利めざして奮闘する決意である。

2006年8月29日

自由法曹団 団長 坂本 修